

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

社団法人 リース事業協会

企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にてコメントを募集されました、企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」（以下「基準案」という。）及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」（以下「適用指針案」という。）につきまして、次の 5 項目に区分し、コメントをご提出申し上げます。

- I. 当協会のリース会計に関する基本的な考え方と ASBJ の審議に対する意見
 - II. リース会計におけるコンバージェンスと IASB との共同プロジェクトにおけるリース会計の位置付けに対する意見
 - III. 中小企業等への適用に関する意見
 - IV. 適用時期に対する意見
 - V. 実務対応に関する意見
- I. において当協会の基本的な考え方と企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）の審議に対する意見、II. においてコンバージェンスに関連した意見を述べております。
- I. に記載のとおり、当協会は現行リース会計基準の維持を基本的な考えとしております。しかしながら同時に、当協会は、リース業界及びリース取引関係者にとって責任ある立場にあるため、改正リース会計基準が適用された場合の諸問題、具体的な実務処理等に関して適切に対処・関与する必要があると考えております。こうした趣旨から、III. で中小企業等への適用に関する意見を述べ、更に、IV. V. において、実務に適切かつスマートに対応可能するために、適用時期のほか基準案及び適用指針案の問題等に対して詳細に意見を述べておりますので、ご配慮されますようお願い申し上げます。

I. 当協会のリース会計に関する基本的な考え方と ASBJ の審議に対する意見

(1) リース会計に関する当協会の基本的な考え方

当協会は、次の点から、所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を廃止する必然性はなく、賃貸借処理を選択することのできる現行リース会計基準の維持が最も適切であると確信するものである。

- ① わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、賃貸借を中心とし、サービスやファイナンスなどの要素を包含した複合取引であり、その経済的実質は売買取引とは明らかに異なる（複合的な性格を有することは基準案第 35 項において確認、記載されている。）。
- ② わが国の所有権移転外ファイナンス・リース取引は、リース開始からリース終了後の物件処理に至るまで、様々なサービスを包含しており、諸外国におけるファイナンス・リース取引がリース期間終了時にリース資産の所有権が借手に移転すること

が常態で、単にファイナンスを付しただけであるのとは全く実態が異なるので、コンバージェンスを理由に国際会計基準と整合性をとるのは誤りである。

- ③ わが国リース会計基準のもとでは、貸借処理の場合でも詳細な注記が行われ、十分な情報開示がなされていることから、財務内容の開示、透明性の観点から特段の問題はなく、EUにおいても、現行の国際会計基準（IAS17）と同等であるとの評価を得ている（基準案第43項では、注記について、「比較可能性が確保されている」と記載されているとおり、比較可能性についても問題はないとの判断が示されている。）。
- ④ 国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを区分しない新たなリース会計基準を策定すべく共同プロジェクトを立ち上げ、2008年に論点整理の公表が予定されている（基準案第31項後段に記載）。この時期に「もはや時代遅れ」（FASBの指摘）の国際基準に合わせる必然性はない。わが国において短期間のうちに二度の基準改正がなされれば、実務が混乱するのは必至である。また、こうした動きの中で、今回の改正に伴うシステム変更は、短期対応という結果になる可能性も大きく、企業にコスト効果の少ない負担を強いることになる。
- ⑤ 所有権移転外ファイナンス・リース取引の貸借処理を廃止すれば、わが国の確定決算主義のもとでは、リース税制の貸借扱いにも否定的な影響を及ぼし、民間設備投資の約1割を担っているリース取引の減退を通じて、日本経済にも甚大な影響を及ぼすことになる。

（2）ASBJの審議に対する意見

「リース会計に関する基本的な考え方」を論拠に、当協会は、ASBJに対して現行リース会計基準の維持を主張してきた。また、ASBJからの依頼を受けて、当協会は2004年4月から1年間にわたりリース会計基準に関する検討を行い、2005年3月開催の委員会において、わが国リース取引の特徴を表し、税務にも影響を及ぼす懸念の少ない会計処理方法として、「A. リース債務計上、損益計算上は貸借処理」、「B. 使用権の売買とみる会計処理」、「C. 個別・連結で異なる会計処理」の3つの考え方を提示した。

しかしながら、2006年7月に公表された「試案」には、当協会のこれまでの主張及び1年間にわたる検討結果が反映されなかったことから、「試案」に対するコメントの中で、当協会は、基準案第28項から第31項の記述内容は、リース会計基準改正の理由・背景説明としては余りにも希薄であり、改正の合理性が見出せないことから、リース会計に関する協議の継続を求めたところである。公開草案の記述内容も「試案」とほとんど変わらないことから、改めて、より納得性のある記述・説明を求めるとともに、リース会計に関する継続協議を要望する。

一方、「試案」を受けて、平成19年度税制改正大綱においてリース取引に関する税制面の整備を行うことが明記され、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、税務上「売買取引とみなす」取扱いがなされることになった。当協会は、所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理について、貸借処理を廃止し売買処理のみとすると、確定決算主義のもとでは税法上も同様の取扱いとなると強い懸念を表明してきたが、この懸念がまさに現実のものとなつたのである。

基準案第 29 項・第 30 項にも記載されているとおり、「リース契約を通じたビジネスの手法が確定決算主義をとる税制と密接に関係してきたため、会計上の情報開示の観点のみで結論を得ることは難しい課題」であり、それゆえ、リース会計の審議に 4 年余りの歳月を要したのである。しかし、当協会のこれまでの指摘・コメントに対する ASBJ の対応は、これらをほとんど無視するなど誠実さに欠けるものであり、ASBJ が、売買処理をベースとした審議に終始し、また十分な説明を示すことなく方向に沿わない意見や議論を排除したために、税務上の取扱いにまで、実務上の悪影響を及ぼす事態になったのである。リース会計基準の変更が、現行の会計・税制のもとで成り立っているリースビジネスに与える問題の大きさを ASBJ が軽視したことの結果であり、その責任は極めて重大である。

米国や英国では会計と税制が分離し、ドイツやフランスでは個別財務諸表に国内基準が適用され、いずれの国においても、税務上、ファイナンス・リース取引の貸借処理が認められている。所有権が移転しないことが明らかな通常のファイナンス・リース取引に対して、税務上も「売買取引とみなす」取扱いとするのは、主要国の中でわが国だけである。

このように税制への影響は重大であり、上記「リース会計に関する基本的な考え方④」のとおり国際的な動向をも勘案すると、この時期にリース会計基準を強行改正することは明らかに誤りであると、改めて強く主張するものである。

リース会計の問題が、確定決算主義を採用するわが国において、単なる個別の会計議論の枠にとどまらない課題であること、基準策定の責任は重大であることを十分に認識したうえで、ASBJ が今後の会計基準策定に当たられることを要望する。

II. リース会計におけるコンバージェンスと IASB との共同プロジェクトにおけるリース会計の位置付けに対する意見（基準案第 31 項）

基準案第 31 項前段において、「当委員会では国際会計基準審議会との間で行っている会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトにおいて、リース会計を短期的な項目として位置付けており、この基準の改正が行われることにより、現状の国際会計基準第 17 号「リース」と平仄が合い、国際的な会計基準間のコンバージェンスに寄与することとなる。」と記載されているが、この点に関して、以下の 2 点を指摘する。

(1) リース会計における「コンバージェンス」が曖昧である。

リース会計専門委員会では、コンバージェンスについて「定義は議論されていないが、最低限、基準間で差異があるものを改めること。」「細目まですべて合わせることではなく、平仄が合えば問題はない。FAS（米国会計基準）と IAS（国際会計基準）も一致しているわけではない。」との説明があった。

このようにコンバージェンスとは何かが曖昧であるにもかかわらず、また、リース会計基準についてどこまでがコンバージェンスであるか議論されないままに、会計基準変更の理由として、「コンバージェンスへの寄与」など安易に掲げるべきではない。

また、リース会計基準にかかわらず、曖昧なままでは、基準ごとに ASBJ の裁量でコンバージェンスの範囲が作り上げられてしまうことになる。ASBJ は、自らの目的の一つにもなっている「IASB 等国際的な会計基準への貢献」のもとで日本基準を策定することの意義をも鑑みて、コンバージェンスとは何かを改めて明確にすべきである。

(2) コンバージェンスに向けたIASBとの共同プロジェクトにおいて、IASBのリース会計に対する位置付けが明確でない。

コンバージェンスに向けた共同プロジェクトは、本来、IASB・ASBJ双方の共通認識のもとにあるはずである。

リース会計専門委員会では、『IASBとの共同プロジェクトの進め方を「フェーズド・アプローチ」から「全体像アプローチ」に移行し、差異のあるものは自動的に検討するということになったために、リースは当然、短期項目の中に含まれることになる。』との説明があった。しかしながら一方で、基準案第31項の後段のとおり、IASBはFASBとの共同プロジェクトにより新たなリース会計基準策定の段階に入っている。

以上のように、ASBJとの共同プロジェクトにおけるIASBのリース会計に対する位置付けが明確でなく、そうした中で、「共同プロジェクトにおいてリース会計を短期的な項目として位置付けている」という記述は誤解を与えるので削除すべきである。あるいは、IASBもまた、現行IAS17と日本のリース会計基準とのコンバージェンスについてASBJと同様の認識にあるのであれば、そのことを明確にすべきである。

なお、基準案後段において、「最終的な公表までには相当程度の期間を要すると見込まれる。」と記載しているが、「相当程度」とはどの程度の期間を想定しているか。会計基準変更を強行するための環境整備を目的に、基準案の中に（結論の背景とは言え）推定を加えるべきでない。

III. 中小企業等への適用に関する意見

(1) 「中小企業の会計に関する指針」について

基準案及び適用指針案の中小企業への適用に関しては、「中小企業の会計に関する指針」により定められることとなり、4団体による議論が行われていると聞き及んでいる。コメントの募集の中で、ASBJは「過重負担とならないように簡便な処理を定めることを求める意見が多いことを踏まえ、議論に参加する方針である」としているが、借手・貸手双方において、現実務で行われている賃貸借処理が維持されるよう要望する。

(2) 「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となる中小企業への配慮

「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となる次のような中小企業については、実務負担に配慮して、借手・貸手双方に賃貸借処理または定額法のような簡便的な取扱いが認められることを要望する。

① 連結対象子会社等（公開会社・大会社・会計監査人設置会社の子会社等）に該当するため「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となる中小企業

会社の資産に占めるリース資産の割合は大企業よりも中小企業の方が相対的に高いことから、親会社が「リース資産総額に重要性がない場合の取扱い」（適用指針案第30項・第31項）を適用して、利息相当額の配分について定額法を採用することができたとしても、子会社はこの適用を受けられずに、利息法による複雑な会計処理をしなければならないケースが生じる。

② 中小規模のリース会社

貸手においては、「リース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い」（適用指針案第57項・第58項）の利息相当額の定額配分はリース取引を主たる事業とし

ている企業には適用されないことから、リース会社は中小規模でも利息法による複雑な会計処理をしなければならない。

IV. 適用時期に対する意見（基準案第23項・第24項）

基準案では、「平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用」となっている。しかしながら、下記「V. 実務対応に関する意見（9）」のとおり、基準案及び適用指針案の内容では実務上対応できず、より明確かつ詳細な解説が必要である。また、税務上の取扱いについても詳細が不明である。

システム変更については、借手・貸手ともに全面的な見直しが必要となるが、これらの会計税務の取扱いの詳細が明らかにならない限り、着手することができない。

会計基準の適用時期は、実務で対応可能な取扱いの詳細、監査上の取扱い、税務上の取扱いが明らかになったうえで決定すべきであり、システム変更に要する期間をも勘案すれば、最低でも1年延期が必要である（※）。

税制改正大綱では「平成20年4月1日以後に締結するリース契約から適用」となっているが、会計において適用時期を延期することにより、税務上も弾力的な取扱いが可能になるものと期待される。

なお、税制は「平成20年4月1日以後に締結するリース契約から適用」されるので、早期適用年度の申告調整をどうするのか、税務との調整未済事項の解決が必須である。また、平成20年4月決算から21年2月決算までの会社の平成20年4月から期首までの会計・税務の相違をどう処理するかも調整する必要がある。

基準案は早期適用を認めることとなっているが、以上のとおり、システム変更への対応、会計・税務の相違の調整などから、早期適用の規定は非現実的である。

※大手情報システム会社数社による見解を総括すると、貸手のシステム変更については次のとおりであり、同時期に導入される財務報告に係る内部統制監査や、財務報告の信頼性確保の面からも、会計システムの構築、検証等の面で十分な準備・手続を経たうえで、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用することは、現実的に不可能である。

- ・自社システムの場合、着手してから運用開始まで最低でも1年の期間を要するが、データ量が多いほどシステム作動の確認に要する期間が長期となる。

加えて、四半期財務諸表に関する会計基準が平成20年4月1日開始事業年度から強制適用されることもあり、財務報告の信頼性を確保するためには、運用開始以後システムの誤作動は許されず、平成20年4月の段階では、新システムが正常に稼動しなければならない。

- ・パッケージ・システムの場合、基本システムの仕様設計・開発・テスト・販売開始までに最低1年の期間を要し、更に、数百社に及ぶ各リース会社のカスタマイズ、各リース会社のデータ変換作業、データ変換後のシステム作動確認、操作教育などを考えると、最終的な運用開始は、設計から2年の期間を要することとなる。
- ・更に、法人税法の減価償却制度の改正、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」への対応など、同時期にかなりのシステム対応が要求されている状況にある。

V. 実務対応に関する意見

(1) ファイナンス・リース取引の判定基準（適用指針案第9項・第87項）

適用指針案第9項における（1）現在価値基準の「概ね90パーセント以上」、（2）経済的耐用年数基準の「概ね75パーセント以上」の「概ね」は削除すべきである。第87項において「88パーセント又は73パーセントの場合でも実質的にフルペイアウトと考えられる場合にはファイナンス・リース取引と判定される。」と記述しているが、実務において、フルペイアウトの定義が拡大解釈されるという問題が生ずる。

「概ね」を入れたのは「潜脱行為に対応したため」と説明しているが、個々の会計監査人によって異なる判定が行われるような事態になることは避けなければならない。明確な判定を可能とし、実務の混乱を避けるためにも「概ね」は削除すべきである。削除できないのであれば、「概ね」を「原則として」に修正したうえで、第87項の「なお書き」以下を削除すべきである。そうすることにより、税務の取扱いとも整合する。

(2) 利息相当額の配分（基準案第11項・第14項、適用指針案第23項・第51項）

利息相当額は、原則として「利息法」により配分することとなっているが、借手は、リース資産を自己所有資産と区分管理したうえで、更に、支払リース料とは別に支払利息及び減価償却費を管理しなければならず、リース取引の簡便性・利便性が大きく損なわれこととなる。また、貸手も、事務処理、会計処理が煩雑化し、利便性が損なわれる場合は同様であり、かつ、リース取引の特性であるキャッシュフローに裏付けされた収益の計上方法が崩れるという副次的な問題が生ずる。

したがって、利息相当額について、重要性の有無にかかわらずリース取引の複合的な性格を考慮し、借手及び貸手双方において定額法の配分を認めることを強く要望する。また、

（前述のとおりリース会計におけるコンバージェンスは曖昧であるが）コンバージェンスの観点から言えば、貸借対照表での「資産・負債の認識」及び損益計算書での「利息相当額の認識」を充足することで十分であり、実務負担への配慮もすべきである。

(3) リース資産総額に重要性がないと認められる場合の取扱い（適用指針案第30項・第31項）

適用指針案第30項及び第31項では、リース資産総額に重要性がない場合（未経過リース料期末残高が10パーセント未満）に利息相当額の定額配分を認めているが、借手の実務負担への配慮から、数値基準を引き上げるべきである。

一方、上記「III. 中小企業等への適用に関する意見」のとおり、「中小企業の会計に関する指針」において借手の貸借処理が認められたとしても、同指針の適用対象外となる中小企業は、大企業よりも実務上の負担が大きくなるという問題が生じることから、同指針の適用対象外となる中小企業については、リース資産総額の重要性の有無にかかわらず、定額配分による取扱いを認めるべきである。

(4) 少額リース資産に関する簡便的な取扱い（適用指針案第33項・第34項(3)）

適用指針案第33項及び第34項(3)に従って、「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額等を除くこと

ができる。) が 300 万円以下のリース取引」については、オペレーティング・リース取引の会計処理（賃貸借処理）を行うことができるが、実務負担への配慮の観点から、300 万円基準は引き上げるべきである。

「300 万円基準については、当協会の調査結果を勘案して決定している」とのことであるが、情報通信機器、事務用機器、自動車を除く平均単価は約 560 万円であることから、仮に基準を 500 万円に引き上げたとしても、借手の重要な資産及び負債がオフバランスになることはないと考えられる。

また、実務上、事務手続の簡略化を目的に、複数の同一物件を一契約としてまとめて行うこともある。契約単位とすると、会計手続の煩雑さを避けるために、物件単位の契約締結ということになり、手続の簡略化が失われる。実務負担への配慮の観点から、複数同一物件の契約については、物件単位での重要性判断も認めるべきである。

(5) 貸手としてのリース取引に重要性がないと認められる場合の取扱い（適用指針案第 57 項・第 58 項）

適用指針案第 57 項及び第 58 項では、貸手としてのリース取引に重要性がない場合（未経過リース料期末残高が 10 パーセント未満）に利息相当額の定額配分を認めているが、リース取引を主たる事業としている企業には適用されないこととなっている。

しかしながら、リース取引を主たる事業としている中小リース会社の多くは、比較的小規模でリース事業を行っており、これらの中小会社にまで利息法を適用することは、余りにも実務負担が大きい。上記「III. 中小企業等への適用に関する意見」のとおり、「中小企業の会計に関する指針」において貸手の賃貸借処理が認められたとしても、同指針の適用対象外となる中小リース会社については、公開会社と同様の処理を強いられることとなる。

したがって、同指針の適用対象外となる中小リース会社については、リース取引の重要性の有無にかかわらず、またリース事業を主たる事業としているか否かにかかわらず、定額配分による取扱いを認めるべきである。

(6) 借手の適用初年度の取扱い（適用指針案第 75 項）

第 75 項において、「会計基準適用初年度開始前のリース取引について、未経過リース料残高相当額を計上できる」としながら、「この場合」以下で、第 74 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときの注記を求めている。このような規定であれば、第 75 項を適用するとしても、まず第 74 項に基づいて変更による影響額が大きいかどうかを確認する必要があることから、簡便的な取扱いとして第 75 項を定めた（第 124 項でその旨説明）ことにならない。

したがって、実務負担への配慮の観点から、第 75 項の「この場合」以下の記述は削除すべきである。

なお、「適用初年度の取扱い」の表現を「適用初年度開始前のリース契約について」に変更してはどうか。現在の表現では適用初年度のみの取扱いとの誤解も生じる。この点は下記（7）にもあてはまる。

(7) 貸手の適用初年度の取扱い（適用指針案第 78 項～第 80 項）

第 78 項において、「会計基準適用初年度開始前のリース取引について、固定資産の適正

な帳簿価額を計上でき、また、利息相当額を定額で配分することができる」としながら、「この場合」以下で、第77項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるときの注記を求めている。このような規定であれば、第78項を適用するとしても、まず第77項に基づいて変更による影響額が大きいかどうかを確認する必要があることから、簡便的な取扱いとして第78項を定めた（第124項でその旨説明）ことにならない。

したがって、実務負担への配慮の観点から、第78項の「この場合」以下の記述は削除すべきである。

また、会計基準適用初年度開始前のリース取引について、借手及び貸手双方に引き続き賃貸借処理を認めているものの（第76項、第79項）、リース取引を主たる事業としている企業については第79項の適用を認めていない（第80項）。一方、税務上、適用前の所有権移転外ファイナンス・リース取引（いわゆる既契約）については、従来通り賃貸借処理を行うことになることから、会計と税務の取扱いに齟齬が生じることとなる。

したがって、会計上も、すべての貸手に対して既契約分についての賃貸借処理を認めるべきである。

「貸手においては、基準改正前の処理（固定資産に計上）と基準改正後の処理（リース債権又はリース投資資産に計上）が大きく異なり、リース取引の重要性が高い場合、それらが混在することは適切ではないと考えられるため、リース取引を主たる事業としている企業については、適用初年度開始前のリース取引について注記処理を認める方法は適用できない。」（第125項）と説明しているが、開示の科目が異なるために「混在」することはなく、開示の観点からは特段の支障はない。

試案に対して既にコメントしたとおり、遡及修正は、重要な誤謬がある場合に過年度の財務諸表を遡及して正しく表示修正するものであるので、今回のように会計処理の変更で遡及修正するのは一般的でなく、基準改正に伴う会計システムの変更、税務取扱いなどの実務に対し配慮して設けられるもので、リース取引を主たる事業としているか否かにかかわらず、第79項の適用が認められるべきである。

(8) 不動産リース（適用指針案第93項）

実務上の便宜を考慮し、「土地に係る部分に重要性がない場合は両者（土地建物）を区分せずに第9項(1)に定める現在価値基準の判定を行うことをできるものとする」という重要性の判定基準を設けるべきである。因みに重要性については、米国会計基準でも土地部分の公正価値が土地建物全体公正価値の25%未満の場合は土地建物を区分せず一体でリース判定する規定である。

(9) 取扱いの明確化

今般の改正により、所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引、オペレーティング・リース取引のいずれかの判定で異なる会計処理となり、また、重要性の判定基準によっても処理が異なることとなるが、基準案及び適用指針案の規定では、リース取引の判定基準、重要性の判定基準などの記述内容が不十分であり、更に連結財務諸表に関する適用指針もないことから、実務上対応できない。

また、上記「IV. 適用時期に対する意見」のとおり、これらが明確にならない限り、システム開発に着手することもできず、適用時期にも大きく影響することとなる。判定基準

が不明瞭である結果、個々の会計監査人によって異なる判定が行われることもあり、そのような事態になることは避けなければならない。

したがって、例えば以下のような諸点について、適用指針で明確かつ詳細に記載する必要がある（以下の諸点以外にも、会計実務上、数多くの質問・疑問等が当協会に寄せられている。）。仮に、適用指針案の大幅修正が困難であるならば、現行の「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針の解説」、「連結財務諸表におけるリース取引の会計処理及び開示に関する実務指針」、「リース会計基準 Q&A」のような実務解説によるフォローが不可欠であり、ASBJ や日本公認会計士協会（JICPA）において実務解説を作成して頂くとともに、当協会においても Q&A を作成するので協力して頂きたい。

① 適用範囲外の取扱い（適用指針案第 3 項、第 82 項～第 84 項）

適用指針は、「ファイナンス・リース取引のうち、通常の保守等以外の役務提供が組み込まれていないリース取引及び不動産リース取引を取り扱う」（第 3 条）とし、「通常の保守等以外の役務提供が含まれているリース取引は適用指針の対象としてない」（第 82 項）、「リース料が変動するリース取引など特殊なリース取引については取り扱っていない」（第 83 項）としているが、これらのリース取引の取扱いについても明確にしないと実務で対応できない。

なお、第 84 項において「リース取引の定義を満たすものについては、名称に関わらず、本適用指針の対象となる」と記述する一方で、第 82 項・第 83 項で「対象としない」あるいは「取り扱わない」という説明はおかしい。

② 解約不能のリース取引に該当するリース取引の判定基準（適用指針案第 6 項）

解約不能のリース取引に準ずるリース取引の例示として掲げている（1）（2）において、「概ね全額」の「概ね」の判定基準を明確にすべきである。この場合、税務上の取扱いと差異が生じることのないようにしたい。

③ 割安購入選択権付リースの判定基準（適用指針案第 10 項(2)）

名目的価額又は行使時点のリース物件の価額に比して著しく有利な価額で買い取る権利（割安購入選択権）が付されたリース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するとしているが、「著しく有利な価額」の判定基準を明確にすべきである。この場合、税務上の取扱いと差異が生じることのないようにしたい。

④ 特別仕様物件の判定基準（適用指針案第 10 項(3)）

いわゆる「特別仕様物件」のリース取引は、所有権移転ファイナンス・リース取引に該当するとしているが、実務上は、法人税基本通達 12 の 5-2-4、12 の 5-2-5 の専用機械装置等に該当しないもの（売買扱いとしないもの）の基準により、所有権移転ファイナンス・リース取引とするか、あるいは所有権移転外ファイナンス・リース取引とするかを判定することになるため、現行の「リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針の解説 二. 2.」の趣旨を明記すべきである。

リース取引の会計処理及び開示に関する実務指針の解説 二. 2.

特別仕様のリース物件は、原則として、従来税務上の取扱いで売買として取扱うリース取引とされてきたものを想定している。本指針の公表により、これについて新たな会計上の取扱いを定め、従来の税務上の取扱いとの差異を生じさせることを意図するものではない。

⑤ 維持管理費用相当額を控除しないことができる場合の判定基準（適用指針案第 14 項）

維持管理費用相当額は、リース料総額に占める割合に重要性が乏しい場合、これをリース料総額から控除しないことができるとしているが、「重要性が乏しい場合」の判定基準を明確にすべきである。

また、「保守等の役務提供相当額」のリース料総額に占める割合が重要であるか否かの判定基準についても同様に明らかにすべきである。

⑥ オペレーティング・リース処理できる 300 万円以下のリース取引の判定基準（適用指針案第 34 項(3)）

「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引でリース契約 1 件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額等を除くことができる。）が 300 万円以下のリース取引」については、オペレーティング・リース取引の会計処理（賃貸借処理）を行うことができるが、「重要性の乏しいリース取引」の判定基準を明確にすべきである。

⑦ リース取引を主たる事業としている企業の判定基準（適用指針案第 58 項・第 80 項）

第 58 項において「リース取引を主たる事業としている企業は、前項の簡便的な取扱い（利息相当額の定額配分）は適用できない。」、第 80 項において「前項の定め（既契約分の賃貸借処理適用）は、リース取引を主たる事業としている企業は適用できない。」と定めている。

上記（7）のとおり第 80 項は削除すべきであるが、「リース取引を主たる事業としている企業」の判定基準を明確にすべきである。

⑧ 貸手のファイナンス・リース取引の注記を要しない場合の判定基準（基準案第 21 項）

第 21 項において、貸手に「貸借対照表日後 5 年以内における 1 年ごとの回収予定額及び 5 年超の回収予定額を注記する」ことを求め、「重要性が乏しい場合」には注記を要しないとしているが、「重要性が乏しい場合」の判定基準を明確にすべきである。ちなみに、借手については、第 19 項において、「重要性が乏しい場合」には注記省略できるとし、適用指針案第 69 項において、同第 31 項に定める判断基準（未経過リース料期末残高が 10 パーセント未満）と同様であると明示している。

⑨ 第 75 項における重要性の判定基準（適用指針案第 75 項）

上記（6）のとおり、第 75 項の「この場合」以下の記述は削除すべきであるが、「第 74 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるとき」の重要性の判定基準を明確にすべきである。

⑩ 第 78 項における重要性の判定基準（適用指針案第 78 項）

上記（7）のとおり、第 78 項の「この場合」以下の記述は削除すべきであるが、「第 77 項を適用した場合の変更による影響額に重要性があるとき」の重要性の判定基準を明確にすべきである。

（10）所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理

所有権移転ファイナンス・リース取引については、その経済的実質、当事者の意図は割賦販売取引とほとんど同一であり、借手・貸手双方において割賦販売取引として会計処理を行うことが実務上の慣行として定着している。また、貸手は、税務上の延滞基準による収益・費用の計上を行う処理が一般的である。

したがって、所有権移転ファイナンス・リース取引の会計処理を詳細に規定する必要性はない。適用指針案の大幅な修正が困難であれば、実務で対応できるように、借手・貸手双方において、自社が採用している割賦販売取引の処理と同様の処理を行うことができる旨を規定すべきである。この場合、ファイナンス・リース取引に求められている注記も不要である。

（11）設例の追加・修正

① 転貸リース取引の追加

適用指針案第 108 項では、「貸借対照表上はリース債権又はリース投資資産とリース債務の双方を計上するが、減価償却費、支払利息、売上高、売上原価等の損益に関わる処理は要しないと考えられる。」としているが、契約の実態如何では損益の認識を行う必要があり、会計基準の方法とは異なると考えられるため、「…計上するが、原則として、減価償却費、…」とし、実務で対応できるよう設例を追加すべきである。

② 設例1 所有権移転外ファイナンス・リース

i 利息相当額の配分方法

既存契約分については、税務上「賃貸借処理」が継続適用されるため、見積残存価額に利息相当額を配賦しない方法も認めるべき（税務調整が困難となる）。認められない場合、未経過リース料、見積残存価額に一定率で利息額を配賦する方法（延滞経理の方法）も認められるように設計すべき。

ii 決算日に未払・未収が生じるケースの処理

決算日に未払・未収が生じないケースのみ取扱いを示しているが、未払・未収となっている場合、未払利息・未収利息を計上するのか。貸手が第二法を採用した場合、未収利息相当額について売上高は計上するのか。

iii リース料総額による計上

基準案第 37 項及び適用指針案第 118 項では「リース投資資産は将来のリース料を受取する権利と見積残存価額との複合的な資産」と定義しているにもかかわらず、適用指針案第 49 項では処理方法により計上額を異にする扱いとなっている。整合性からいえば、第 2 法も第 3 法もリース料総額で計上し、期末に繰延リース利益と相殺表示するというように統一したほうが、資産計上額に差異が生じることなく、理解しやすいと考えられるため、そのような設例とすべき。

iv 「3. 中途解約の場合」

物件処分も含めて例示すべきである。

(3) 設例 2 所有権移転ファイナンス・リース

購入選択権行使時に債権回収仕訳のみがあり、売上計上されていないが、売上計上すべきではないか。売上計上しないと消費税の課税標準とも不整合が生じる。

(4) 設例 2、3 の貸手の仕訳

設例 2、3 の貸手の仕訳については、「第 2 法によっている」旨を記述してはどうか。

(5) 設例 3 残価保証のある場合

i 仕訳について

リース物件返還時の仕訳は、残価保証額を「未収入金」としていったん計上しているが、残価保証額は借手にとっては支払うべき金額であり、資産性があるとは考えられず、なお書きの残価保証支払額の確定時一括仕訳のみの例示としてはどうか。

ii リース期間終了時の残価保証相当額の売上計上

- ・ 残価保証履行時（物件処分時）とすべき。（二次リースとなった場合、売上二重計上となる。リース期間終了時と、残価保証履行時に時間差が生じる場合問題となる。）
- ・ リース債務の返済スケジュールによると、残価保証額（5,000 千円）についても現在価値に割り引いてあるが（4,788 千円）、借手の残価保証額が債務金額（5,000 千円）となるように返済スケジュールを修正すべきである。

なお、設例 1 の「5. 貸手の見積残存価額のある場合」の回収スケジュールでは、見積残存価額（4,000 千円）が元本となっている。

(12) システム対応

例えば、多くのリース会社が使用しているパッケージ・システムの場合、次のような対応を行わなければならず、基準及び適用指針の策定にあたり、十分に配慮されたい。

○貸手の会計仕訳の全面的な書き換え

- 売買処理の仕訳パターンへの対応
- 収益計上タイミングの見直し
- 管理帳票の修正（契約種類ごと、会計処理方法ごとの管理）

○減価償却費計算の対応

- ファイナンス・リース契約の場合、減価償却費計算を行わない制御（但し、再リース、オペレーティング・リースに備え、減価償却計算を再開できるようにする）

○リース取引の判定・貸手計算利子率の算出・元利分解の見直し

- 維持管理費、見積残存価額の管理及び考慮（見積残存価額をリース料総額に含めた場合の利子率計算、元利分解への対応）
- 借手用・貸手用の両方の判定及び数値の展開
- 一部中途解約、契約分割等の異例処理時の数値の正確性のための対応

○財務諸表の注記情報

- 貸手の注記情報（将来のリース料債権、見積残存価額、受取利息相当額の把握、リース料債権部分の5年以内における1年ごとの回収予定額と5年超の回収予定額の把握）
 - 借手への情報提供サービス（財務諸表に直接的影響値となることによる正確性の追求、借手の会計処理の把握、新規契約時における元利分解表提出などへの対応、適用開始時のB/S、P/L計上情報(期首簿価、残元本、残利息相当額など)の提供など）
- 税務上の収益計上（20%利息法・80%定額計算）
- 契約ごとに税務申告用に20%部分の利子率計算、元利分解への対応
 - 決算時帳票の見直し、申告調整用資料の作成
- リース料にかかる仮受消費税相当額の処理
- 適用初年度開始前のリース取引に関する会計・税務の取扱いへの対応
- 会計は売買処理（元本部分の原価処理）、税務は賃貸借処理（資産計上、償却費の費用処理）
 - 申告調整用資料の作成
- システム運用マニュアルの変更・整備
- データ変換ツールの作成
- 各リース会社への適用・データ変換作業
- 各リース会社によって、システムのバージョン、カスタマイズ度合いが異なるため、1社ごとのプログラム修正作業・システムテストが必要。
 - 各社ごとにデータ変換作業が発生する。

以上